

基調講演「解散請求について」

中山達樹 弁護士

ご丁寧なご紹介をありがとうございます。皆さん、こんにちは。

まず1つは、今日お招きいただいたことに感謝をいたします。小嶋希晶さん、こういう状況の中で名前と顔を出して、こういうのを立ち上げるというのは、本当に大きな苦勞、いろんなものがあると思います。本当に誇りに思いますし尊敬します。それ以外の方々も非常な努力があると思います。本当に敬意を表します。

2点目、ちょっと言い訳をさせてもらいます。僕、ちょとこ顔腫れててですね、僕、夏に体鍛えるのが好きで、体脂肪を毎年5パーセントに落とすんですけど、今年3パーセント落とせるかなと思って頑張りすぎたらリンパが腫れちゃって、顔も腫れちゃってですね、ちょっと特にこの左側の人にはちょっとあのお見苦しい姿をお見かけしていますけど、あのブサメンがさらにブサメンなっちゃってるんですけど、本当はもうちょっとはハンサム(笑) よろしくお願いします。

3点目、僕がこうやって皆様の前、ないしはメディアの前で話すのは初めてなので、僕の立場ないし僕の気持ちをストレートにお伝えします。去年の9月頃から「誰も受けないんだけど、中山さん、統一教会の件受けてくれない」って言われてですね。僕弱いんですね。何に弱い？僕こんな格好してるんで、誰もやらないんだけどって言われると弱いんですね。普通に統一教会やらないって言われたら嫌だと言ってたかもしれないですね。でも、誰も受けないんだけどって言われちゃったんで、僕は誰もやらないことを挑戦したいと思ってる。誰もやらないならやろうかなみたいな男気を出しちゃってね。これ、僕の人生の失敗だったなみたいなね(笑) まあ、どうなるかわかんないですけども。

いや、それから、9月から半年以上、色々やらしていただいて、まあ、びっくりです。びっくり。何にびっくり？悪い人が1人もいない。僕が会う人ね、みんな、お、拍手拍手、おだてようと思ってるわけじゃない。いや、僕の実感。弁護士として、いろんな何十人の方にお会いして、世界中の方にお会いして、みんなちゃんとしてる人ですね。

しかしながら、もう1つびっくりしているのは、今の皆さんの状況もそうだと思います。なんで我々だけこんなにいじめられてるんだと。そのギャップにびっくり。まあ、そこに弁護士としてないしは、一国民として、これはなんとかしなきゃいけないなど、そう思っ

で頑張っております。私の心は皆さんと共にあると思っております。よろしく願います。(拍手) ありがとうございます。

今日、15分いただきまして、13枚のスライドを用意してまいりました。赤字のところだけ見ていってください。

法律家として解散命令が行われる可能性はゼロに等しい

まず、目的的には、解散の要件とか組織性とか、あとは文科省とか。最後に僕からのちょっとパーソナルなメッセージをお伝えしますが、簡単にこう、解散請求、解散命令請求を分かりやすくね、舌嚙んじゃうんで、解散請求って言わせていただきますが、2つに分けますね。AとB、Aは文科省が裁判やるか。そしたら裁判にもしなっちゃったら2,3年かかって最高裁まで行くでしょう。最高裁で本当に解散命令が(出されるか)決定になるからね。皆さんが解散になっちゃうか、それはBとしますね。僕は端的に今日はBの話しかしません。なんでかっていうと、結局、AもBも要件同じなんです。Bで勝てると思うから、国が原告になって裁判をするかって話なので。結局、最終的に解散になるのでしょうかみたいな不安が皆さんあると思います。

そこからストレートにお話ししますが、僕、せっかちなんで僕の結論を、考えを端的に申し上げますと、まあ、解散になる確率、これぐらいじゃない。(指で丸を作る)これ。僕、長男が言いましたね、ちくび一むとかやってるんですけどね。ちくびじゃないです(笑)あの、0ぐらいじゃないですかと僕は思っております。え、Bの話。はい。

法律になんて書いてあるかという、まあちょっとね、伏線になるのがここなんです。
法人について、個人じゃない。法人について、著しく公共の福祉に反する、これが明らかである。不思議ですよ。メディアでこの(スライドの)赤字見たことあります?ないんですね。何で法律にあの従って話をしないのか不思議でたまらない。判例はどうでしょう。平成8年、オウム事件で。サリンって知ってます?生まれる前ですよ。サリン。サリンちゃんじゃないですよ。不謹慎だったらすいません。サリンをばらまいて30人殺したんです。30人殺した悪い人がいて、それでも、はい、大事なのは、宗教だから信教の自由だから、憲法20条内心の自由は大事だから、慎重に慎重に最高裁、素晴らしいんです。必要でやむを得ないってまで言ってくれたんですね。こういうのが法律の話。あと皆さん関心がある民法。まあ、これはあんまり重要じゃないと僕は思ってるんですけども。

宗教法人法の制定は古く、粗い法律である

ちょっとここから1,2分、アカデミックというか、歴史的な話ないしは比較法的な話をしますんで、皆さんも頭の知的ギアをちょっと上げてお付き合いください。今ちょっと申し

上げた通り、宗教は大事だから解散のハードルは高いはず。でも、じゃあ会社ってなんですか。お金儲け、銭金、経済的自由、憲法的価値から言ったらマイナーな、じゃあ、解散すりゃいいじゃない。ハードルは低い。しかしながら、今の法律がどうなるかって言うと、このハードルが逆転現象。こっちの低いべきハードルが高くなっちゃって、会社法とかには刑罰って書いてある。これはおかしい。おかしいんですね。宗教法人法に法令っていう2文字が書いてあること自体がおかしいんですね。でも、皆さん、おかしいことには、物事にはなんでも理由があるんですね。ちょっとごめんなさい、喉、水が足りないので、水飲む。なんでこういうおかしいことが起こっている。端的に一言でお答えします。宗教法人法、古いんです。昭和26年、72年前ね、生まれてきた方は少ないと思うんですけども、要するに古いからざる法、粗い法律なんです。

もう1つ、これもマイナーな話なんですけれども、今僕は何をお伝えしてる？宗教は大事。解散のハードルは高いはずね。会社はマイナー、ハードルは低くていいのに。見てください、会社法。これ最近できた、2005年にできたから、大臣から書面警告来て、にも関わらず、継続的に反復的に違反して初めて解散になってるんですね。これ、別に法人の解散って難しい話じゃなくて、お勤めの方いらっしゃいますよね。変な悪いことやったやつをクビにするとき、お前首だ！じゃなくって、書面で警告して、就業規則なんか違反ですよ。1回、2回、3回警告してダメならば首を切る。それが適正手続きみたいなね。2005年の会社法を素晴らしいんです。じゃあもっとハードル高いべき宗教法人法なんて書いてあるの。何も書いてない。なんでですか？古いから、ざる法だからなんですね。こういうところは多分誰も問題にしてない。でも、本当は政治家なり内閣法制局なりは問題にしなきゃいけない。そういう状況にあります。

ただ、これで終わってもいいんですが、組織性、継続性、悪質性って、一応、これ誰が言い出したか、明確にこれが要件、どこの要件だといったものはないと僕は思ってるんですけども一応お付き合いしますと、それぞれ1分ずつぐらい。

組織性 ~組織のトップが信徒を道具として、著しく公共の福祉に反する行為をしたのか~
組織性ってなんですか？要するに、その会社でもなんでもトップがいると、会社がある組織があると。あとは、じゃあ下っ端がなんか悪いことやっちゃった時に、それですぐ会社の責任になるかというところではないんですね。ここでさっきの伏線に戻ると、これでページ戻れるかな、よいしょ、戻れないから戻りませんが。あの解散の要件は、著しく明らかとかありましたよね、公共の福祉に反することは明らかと書いてある。それは個人の話じゃない。法人が著しく公共の福祉に反する明らかなことしたらダメね。じゃあ、法人のその責任ないしは解散と、その個人の、下っ端が鉄砲玉かやっちゃったみたいなことを架橋する、ブリッジする。個人がやったことを組織の責任にするために。素

晴らしいな僕は誇りに思います、法曹としてね。法律家として。オウム高裁が代表役員、信徒行為を利用したとね、トップが信徒の行為を道具みたいに利用したら組織でやったな、もう組織の意思としてやったな。そういう時に解散になるんですね。はい。皆さんどうですか。田中会長が皆さんの声利用した、徳野さんが皆さんの声を利用しちゃったことあるんですかね。僕はないと思ってます。はい。だから組織なし。

継続性 ~今現在悪いことをしているのか、コンプラ宣言後に裁判はほとんどない~

継続性。これ要するに今ですよ。今この瞬間、なんか悪いことを組織的にやってるんですか。皆さん、この数年なんとなく見たことあると思います。僕ちょっと付け足しました。コンプラ宣言あって、その後の行為で、その後にした献金で裁判がありますか。7年間。最近7年間ありません。だけじゃなくて、ここの赤字、最近13年間判決貰ったの一件もないんです。7年どころか13年ぐらい、ほとんどやってないんですね、我々がこうね、あの相手方とする靈感弁連の紀藤先生なんかも、もう11年、何もね、我々に裁判にしてないんですね。10年、13年、それぐらいコンプラス宣言、僕ら非常にクリーンになっている。これはね、僕は言わなくても皆さんが1番よくわかってると思います。だから、はい。文科省、国は過去どういう対応をしてきたんですか。30年ぐらい前ですけども、村山大臣ね、靈感弁連さんがやれ、僕らに対して解散しろ言ってきたけども、いやいや、解散やらないよ、文科省、前川さんもやらないよ。

取引関係者の救済は一般の不法行為であり解散の目的とはならない

こっからまたちょっとアカデミックな難しい話、ギアをまたキュッとあげてください。はい。靈感弁連さんは2012年に提訴したんです。難しい裁判なんですけど、要するに文科省が解散命令しろと。解散命令で裁判しない文科省が違法だっていうのをやったんですね。5年やって、結局負けたんです。やんなくてもいいよ、解散要件ないからねみたいになったのが2017年で、さっきの7年間0。皆さんもね、なんか聞いたことある。それはここで聞いてくるんですけど、6年前、東京地裁の判決で、いや、別に解散命令やんなくてもいいんじゃない。そっからの6,7年だったら、皆さんね、若い方も感覚的にわかる。なんか悪いことやったの？お父様、お母様が悪いことやってるんですか？裁判あるんですか？ないよね、コンプラ宣言後、勅使河原本部長とか頑張っ、クリーン、綺麗になっているじゃない。はい、わかりますね。なんでこれで解散になるんですか。まあ、これは僕の考えでございます。今日の徳永先生とか皆さんのあの代理人の福本先生なんかも同じような考えだと思います。ちょっとね、文字ばかりですいません、なかなか僕は味わい深いね。靈感弁連さん負けちゃった。その判決で書いてるんですね。

あの取引関係者の救済は解散命令の目的じゃないね。取引関係者って誰かって言ったら、端的に言うと、去年の安倍元首相を殺害した暗殺犯、山上一家の話、あの辺の話だとイメ

ージしてください。あとは小川さゆりさん、ああいう家庭内の、一世がこう献金しちゃって、こう二世のね、こう皆さんがこうお金云々ね。その辺の救済は解散とは関係ありませんとね。

あの、そんな救済は一般の不法行為に委ねられてるって、東京地裁判決、6年前に書いたんですよ。なんか嬉しくないですか？ 嬉しいね。もう東京地裁、霞ヶ関行って、ありがとうございますって頭下げたいぐらい。いや、素晴らしい裁判官だと思います。はい。まあ、で、僕の話はほとんど終わりなんですけども、以上は法律の話。法律的に言ったらAとBの話をしました。Aで文科省が7回質問して、裁判やるの。やっちゃったら2,3年後どうなるの。僕はBの話をした。いやここで、解散になるのは法律家としてはゼロ。ただ、そうは問屋がおろさないっていうか、法理論と現実はまだ別。多分、一世の皆様が1番よくわかってる、法律的にはこうであるべきなのに、なんか不当な判決があるとかね。実際そうなんです。ロッキード判決、ロス疑惑の三浦和義さんとかね、やっぱり法律はこうあるべきなのに、世間がまちがってると、世間に裁判所も流されるっていうのがあったりして、あんまり裁判所の悪口を言いたくありませんが、一応、業界的にはこういう言葉があります。ヒラメ、ヒラメと、あの魚ね、目が上についてる。まあ、人間みんなある意味ヒラメ。要するに、上司の顔を伺うみたいな、忖度するみたいなね。ヒラメ、裁判官、行政官みたいなね。

要するにこう、Aで国が原告になって裁判をやっちゃって、これは国として解散させるんだ。じゃあ3年後の最高裁はね、国に忖度してみたいなね。それがあから、僕はそこはやっぱり不安ですね、現実問題。だから、法律的にはクリアです。僕も徳永先生もゼロぐらいに思ってます。

解散請求に対する現実問題としては、メディア報道と世論を変える必要性がある

ただ、こっからはドン。皆さんにボール投げる。皆さんの協力が必要。具体的には、世論を変えないといけない、今の間違っただメディアのあり方、世論のあり方を変える。これは僕1人じゃできません。皆さんの協力が必要。じゃあ、どういう方向で協力が必要か。今日、あちらにね、後藤徹さん、我々のヒーローですね、いらっしゃいますけど、この前、後藤さんからお伺いしました。いや、拉致監禁されて12.5年、どうやって耐えられたんですか。後藤さんおっしゃいました。このね、文先生の言葉をずっと心に秘めて、12年我慢して参りました。あまりにも素晴らしい言葉なんで、僕はもう暗唱しちゃいました。

「歴史上、善人たちは常に打たれて、聖人たちも常に打たれてきました。だから、一見彼らは負けたようで、しかしながら決して負けたものではありません。最後には必ず勝利するようになっているのです。これが天の戦法です。イエス様もその戦法を用いられた。です

から、我々の歩む道、決して平坦ではありません。苦痛と受難に溢れる道を我々は歩いていく。平坦な道を歩もうとするものは、天にとっては反逆者と言って間違いではありません。」

すごいなと思いました。まあ、後藤徹さんもすごいんです、この言葉ね。いや、僕それまで、僕、信者じゃないんで、原理講論を真面目に読んでません。いや、でもこの言葉、まあ、文先生ですか。いや、これ偉い人、立派な人は同じこと言うんだ。僕は中国の古典とか好きなんです。孟子、2500年前「天の將に大任を是の人に降さんとするや、必ず先づ其の心志を苦しめ、其の筋骨を勞し、その体膚を餓やし、其の身を空乏し、行ひ其の為すところに払亂せしむ。心を動かし、性を忍び、その能はざる所を曾益せしむる所以なり。」結構有名なんで、ググってね、後でググって。まあ簡単に言えばコリント人のパウロが書いた第一の手紙 10 章 13 節です。「He will not let you be tempted beyond what you can bear.」ごめんなさい、僕、英語で勉強したんで、英語です。要するに、天は耐えられない、試練は与えないみたいな感じで、まあ頑張りましょうっていうのがあの、僕の結論なんですけども。天は見ている。今日は貴重な機会をどうもありがとうございました。